事務所通信　No.277

平成３０年１１月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　　篠田パートナーズ事務所☎ 0254-22-5649 (代)

◆　賃金不払残業の是正大幅増　◆

■厚生労働省から、平成30年８月中頃「平成29年度の監督指導による賃金不払い残業の是正結果」が公表されました。

▲今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払い残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業へ監督指導を行った結果、平成29年４月から平成30年３月までの期間に不払いだった割増賃金（不払残業代）が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が１企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

平成29年度賃金不払残業の是正結果

▲是正企業数　　【参照：右下グラフ】

➡ 1,870企業（前年度比521企業の増）

［うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、262企業（前年度比78企業の増）］

▲対象労働者数

➡ 20万5,235人（同10万7,257人の増）

▲支払われた割増賃金の合計額

➡ 446億4,195万円

（同319億1,868万円の増）



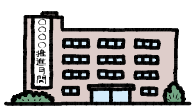
▲支払われた割増賃金の平均額

➡ １企業当たり2,387万円、

労働者１人当たり22万円

▲平成29年度の是正結果をみると、是正企業数が増加し、支払われた割増賃金の額も大幅に増加しています。

▲監督指導の対象となった企業では、その監督指導のもと、定期的にタイムカードの打刻時間やパソコンのログ記録と実労働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のために様々な取り組みを行い、改善を図っているようです。



▲厚生労働省では、委託事業により、インターネット上の賃金不払残業などの書き込み等を監視、収集するなどの取組みを実施しており、労働基準監督署は、その情報に基づき次のように必要な調査等を行うこととしています。

【例】インターネット上の情報に基づき労働基準監督署が立入調査を行った結果、その企業では自己申告制により労働時間を管理していたが、自己申告の記録とパソコンのログ記録や入退出記録との乖離が認められた。



また、月末になると一定の時間を超えないよう残業を申告しない状況がうかがわれるなど、賃金不払の疑いが認められた。

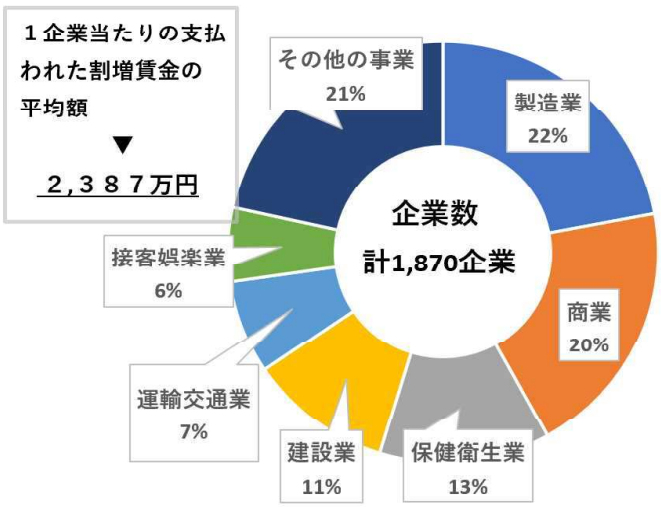
▲このような取組を実施するなど、監督指導・是正指導が厳しくなった結果、是正企業数、不払残業が大幅に増加したと考えられます。

▲厚生労働省では、引き続き賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとのことです。

■労働時間の把握義務　【2019年４月1日施行】

働き方改革関連法の成立により、事業者は原則全ての労働者について労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないことになりましたので、厳格に労働時間を管理する必要があります。

①業種別の企業の割合



◆　勤務間インターバル　◆

■**「勤務間インターバル」**という言葉をご存知でしょうか。勤務間インターバルは、勤務終了後、一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。

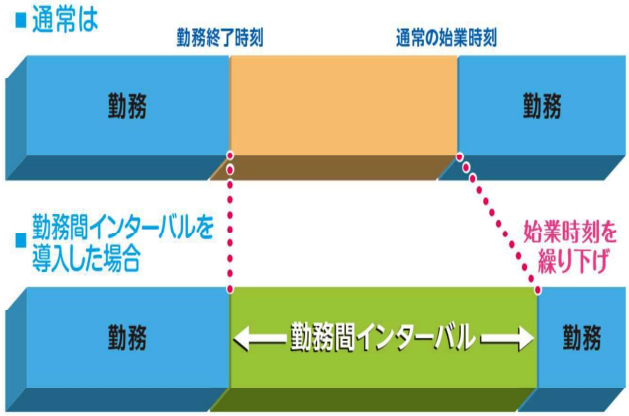
▲労働者が日々働くにあたり、必ず一定の休息時間を取れるようにするというこの考え方に関心が高まっています。

▲「働き方改革関連法」に基づき「労働時間等設定改善法」が改正され、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することが**事業主の努力義務**として規定されました。



▲施行日：2019年4月1日施行

▲「勤務間インターバル」を導入した場合として例えば下図のような働き方が考えられます。



▲この他、ある時刻以降の残業を禁止し、次の始業時刻以前の勤務を認めないこととするなどにより「休息時間」を確保する方法もあります。

▲一定の休息時間を確保することで、労働者が十分な生活時間や睡眠時間を確保でき、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができるようになると考えられています。

▲「勤務間インターバル」は、働き方の見直しのための他の取組みとあわせて実施することで一層効果が上がると考えられ、健康やワーク・ライフ・バランスの確保策として今後の動向が注目されています。



◆健康保険被扶養者届の確認事項について◆

■平成30年10月から健康保険被扶養者追加の届出の際、被保険者の被扶養者となっていない配偶者がいる場合、主たる生計維持者を確認するために当該配偶者の年間収入額を確認し、届出に記載するよう、日本年金機構新潟事務センターから連絡がありました。



▲この確認及び記載は平成30年３月から既に実施されていましたが、より正確な事務処理を行うためのものです。

【例】従業員である被保険者に子どもが生まれ、健康保険被扶養者の追加を行う際、従業員の被扶養者になっていない配偶者がいる場合（配偶者自身で健康保険等に加入している場合）



⬇

「配偶者の年間収入を確認し届出書に記載」

▲その際は、確認させていただきます。

◆　新人スタッフのご紹介　◆

１０月に入所しました**石嶋（いしじまのぼる）徳**と申します。

▲前職では公務員として勤務をしており、総務課及び会計課などの主に事務局部門に所属しておりました。今回地元の新潟において、今後の自分のために専門的なスキルを身に付けたいと思い、社会保険労務士を目指して入所させていただくことになりました。



▲趣味はスノーボードですが、最近友人に誘われてルアーでのアジ釣りを覚えたことから、現在釣りのスキルも習得中です。



▲労務に関しては、これまで給与計算などの経験は多少あるものの、労働関係法等については全くの未経験の分野になるため、最初は力不足な点が多々ありご迷惑をおかけすると思いますが、１日も早く皆様のお役に立てるよう日々精進して参りますので、何卒よろしくお願い致します。



■ 拾い読みの読書

新将命の社長の教科書
著　者／　新 将命
出版社／　致知出版社　　1,600円＋税

企業成功の80%は　社長の人間力で決まる

P32　リーダーシップの核心には人間力がある。・・・上に立つ人が陥りがちな、あるべからざる悪弊とは概ね次の６つである。①人に勝ちたがる②自分の欠点や過ちを聞くことを恥じ、嫌がる③口達者　④聡明をてらう　⑤わざと威厳を繕う⑥我がまま勝手で我意を押し通す・・・意識してこうした悪弊を遠ざけていれば、人の上に立つ人の条件を満たすことができる。

P102　中小企業が伸び悩む原因・・人に任せる力が欠けていることが多いというのが、私の体験的実感である。・・・社長が絶対に部下に譲ってはいけないのは、理念や戦略の決定と、我が社が求める人材像の決定だ。

P114　権限委譲の３つのメリット　①人が育つ②社長として行うべき仕事に専念する時間ができる　③新しい事業の創造ができる

P156　社長とは社内で起きるすべてのことに対して最終的な責任をとる人である。・・・世の中で最近起きている不祥事のほとんどは、だれも責任をとろうとしないことに問題の本質がある・・

P176　経営者が“もうこれでいい”と思った瞬間から企業の老化がはじまる・・心の内訳を見てみると、次の３つになる。「あきらめ」「油断」それに「過信・慢心・傲慢」である。あきらめとは、自分の限界を自分で勝手に決めることだ。・・社長とは諦めない人でなければならない。油断とは・・明日も今日と同じと考えることだ。・・油断が高じると過信・慢心・傲慢になる。・・心がけることは「自分はデキル！」と思うほどにデキナイということである。

■ 11月のミニミニ・セミナー

『社員が育つ伝え方セミナー』

▲　「石田淳・行動科学マネジメント」手法による人材育成セミナーです。

▲　平成30年11月27日（火曜日）
　　午後１時30分～３時00分

▲　講　師　：　弊所　副所長（特定社会保険労務士）　武田奈津子

▲　会　場：篠田パートナーズ事務所

▲　対　象：企業経営者及び人事担当者

▲　定　員：先着10名

▲　受講料：無料

▲　申込み：当事務所までご連絡下さい。

★　12月の予告　★

『人事評価制度の考え方』

▲　「働き方改革関連法」は、労働生産性向上が問われます。社員の能力向上を目指す人事評価制度の考え方を解説します。

▲　平成30年12月20日（木曜日）午後1時30分～

▲　講師：弊所　所長（特定社会保険労務士）　篠田　昇

■　絵手紙通信



（のどぐろ）

金沢を旅し、観光客の多さにびっくり！

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (277号)

■ 認知症 (H30.10.11)

▲この頃、ご同輩の会話で「あれ！それ！」の連発にもどかしさを覚えるものの、その後で自分も連発し苦笑している。

▲そんな折、ある顧問先から「定年再雇用の上限65歳の延長を検討しているが、以前、認知症を疑われる言動で業務に支障を来した事例があり、良い対策はないか？」との相談が届いた。

▲初めての相談内容に戸惑いながら、インターネットであれこれ検索し「認知症自己診断テスト」アプリを見つけたが、そのまま紹介するのも無責任と思い「自己診断」を試みた。

▲「最初に4つの絵と4つの数字を覚えて下さい。全て覚えてから問１に進んで下さい。」から始まり、立方体の積み木の絵を見て「箱の数を答えて下さい」、「漢字を数字に書き換えて下さい」、「ひらがなのたし算です。よく読んで数字で答えて下さい」等８つの質問に答えた後、最初に覚えた４つの絵と数字の記憶を確かめるものだった。そして私の結果は何と！75点。「80点未満で不安を感じた方は専門医への受診をおすすめします」と追い打ちを掛ける。

▲「途中の電話で集中力が・・」と言い訳しながらも不安が過ぎり、「認知症の症状」を検索したら、「約束したことを覚えていない」「印鑑をしまったことを忘れる」とあり、酒席の約束忘れは日常茶飯事、普段もメモをしないと危険領域。

▲そして、６月に入れ換えたばかりのペースメーカーがＭＲＩ対応の新型であることを思い出し、次の人間ドックに「脳ドック」を追加予約した。「年相応のもの」との診断を祈るばかりである。

■ 同期会 (H30.10.23)



▲引越の時、書籍、衣類を始め多くの断捨離を行ったが、整理の途中、友人たちとの昔の旅の写真を見つけては手を休め、その時に着ていたシャツを今も着続けていることに気がつき、何と物持ちがいいことかと我ながら感心していた。

▲「物持ちがいい」・・物をすぐに捨てずに長く使うさまを表すこの言葉は、私にとってドンピシャであるが、その要因が「類語」にある「物を大切にする ・ 大事にする ・ 無駄遣いしない」とはニュアンスが少々違う。

▲服が傷まないように気を遣ったり、ここ一番まで大事に仕舞い込んでおく訳でもなく、ただ動作が緩慢で服が傷まないのであり、買い物で金の無駄遣いをしないのではなく、流行モノは落ちつかない、ファッションに無頓着、売り場のお姉さんに声を掛けられるのが嫌い、そもそも買い物が面倒・・・なのである。

▲衣服などはぶらりと買い物に行き、店員に悟られないように物色したり、女房に下見をさせ色柄と値段が許容範囲なモノを即断即決、即離店。はたまた、「バーゲンで安かったから」との女房の値段の好みに従っているだけである。

▲今年も数日後、21回目を数えるクラブの同期会が女房たち同伴で能登・金沢で開催され、その旅の準備を始めたところであるが、週間天気予報と今年は過去の写真を参考に、限られた数の衣装の中から着替えをカバンに詰め込んでいる。

▲もっとも、ファッションへの拘りなど無い者同士、その上青春時代のことはよく覚えているが、最近のことはすぐ忘れる者ばかり・・・。無事を確認し酒を酌み交わすだけである。